

いわゆる安保法制懇報告書における二つの考え方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿



いわゆる安保法制懇報告書における二つの考え方に関する質問主意書

平成二十六年五月十五日に安倍総理に提出されたいわゆる安保法制懇の報告書について、安倍総理は当日の記者会見において、憲法第九条の解釈の在り方について「今回の報告書では、二つの異なる考え方を示していただきました。一つは、個別的か、集団的かを問わず、自衛のための武力の行使は禁じられていない、また、国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上、合法的活動には憲法上の制約はないとするものです。（中略）この考え方、いわゆる芦田修正論（中略）は政府としては採用しないということであります。（中略）もう一つの考え方は、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許されるとの考え方」としている。このそれぞれの考え方が具体的に示された当該報告書の中の記述を網羅的に示されたい。また、その根拠を示されたい。

右質問する。

